

次に、議席2番、飯田進君。

〔2番 飯田 進君登壇〕

○2番（飯田 進君） 皆さん、こんにちは。議席2番、飯田進でございます。傍聴にお越しの皆様、大変ご苦労さまです。議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

東日本大震災という未曾有の被害をもたらした今年の3月11日より間もなく1年が過ぎようとしております。被災され、いまだ不自由な生活を強いられている皆様には、改めてお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興・復旧を願うところでございます。

そして、この平成24年は、復興元年ということで、被災地のみならず日本じゅうが気持ちを新たに、ともに手を携え、力強く前に進もうというような思いで迎えたのではないのでしょうか。また、間もなく新事業年度の始まりも近づき、町にとっても重要な、いわば町政の指針となる新年度予算審議、決議を直前に控えたこの機会に、私も町政発展、そして住民福祉の向上の一助になればという強い決意のもと、一般質問をさせていただきます。2項目ほど質問をさせていただきます。

まず、第1項目め、国民健康保険税についてであります。我が国は、国民皆保険ということで、国民全員が原則として何かしらの公的な医療保険に加入しています。だれもが必要なときに医療が受けられる。安心して先進の高度な医療も受けることができる。世界的にも大変医療保険制度の進んでいる国と言われています。

しかし、一方で、この制度を財政的にも健全に維持するためには、被保険者各自に共助的に所得に応じた保険税の負担をしてもらわなければなりません。しかも、全体の保険給付等の歳出に十分に見合った財源を確保しなければならないということで、事業を運営するどこの自治体においても、その保険税算出、そして徴収には大変苦慮していることと思います。当境町も例外ではないと思います。

しかし、我が境町におきましては、1人当たりの平均納税額が年々と増額され、ついには平成21年度、平成22年度は県内1位の高額負担の自治体となったとの結果が出てしまいました。平成21年度は1人当たりで11万7,775円、比べて最下位の自治体は6万3,546円、平成22年度は11万2,737円、同じく最下位は6万159円、大変な開きでございます。住民の皆様にとりましては、大変な重税感があるのではないのでしょうか。

それでは、このように高額になったのは、こういった原因、理由があるのでしょうか。また、今後も高額負担が見込まれるのでしょうか。これが1項目めの質問でございます。

続きまして、2項目め、特定被災区域等の指定について。冒頭にも申し上げましたように、震災から丸1年がたとうとしている中、遅々として進まぬ国の復興計画には、大変な非難が起きていることは皆様ご存じのことでございますが、そういった状況の中、復興に向けての施策の一つとして、いわゆる東日本大震災財特法、正確には東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律は、既に今年の5月2日に制定されたところでございます。

同法に定める措置の対象地域に指定されることは、今後において、さまざまな国、あるいは県の復興に向けた補助事業等が期待されることではないのでしょうか。残念ながら、当境町は、政令を持って、その指定がなされる特定被災地方公共団体及び特定被災区域のいずれにも指定されませんでした。県内すべての自治体で指定を受けなかったのは、両指定を通して当町を含めてわずか4自治体のみです。詳しくは守谷市、八千代町、五霞町、境町の4市町のみであります。隣接するほとんどの自治体が指定を

受ける中、境町が指定されなかったのはどのような理由によるものなのか。また、今後新たに指定される見込みはないのかというのが、2項目目の質問でございます。

以上、2項目の質問に対しまして執行部の誠意あるご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。

民生部長。

〔民生部長 鈴木 孝君登壇〕

○民生部長（鈴木 孝君） それでは、飯田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、当境町の1人当たりの納税額が県内で1位と大変な高額となっているが、高額となった原因・理由はとのご質問にお答えを申し上げます。

国民健康保険の医療費につきましては、急速な高齢化の進展、医療の高度化などにより、年々増加の傾向にあり、国保の財政は全国的に厳しい運営状況となっております。

こうした中、境町では平成20年度の医療費が、かつてないほど著しく大きな伸びを示したことから、国保支払準備基金を取り崩したほか、一般会計からの繰り入れを行った経過がございます。この平成20年度は、繰り越し、それから基金とも、ほぼ払拭したということがございました。

そのため、平成21年度には、国民健康保険事業の財源確保のため、国保税率等の改正を余儀なくされ、結果としてご指摘のとおり、県内1位の国保税額となっております。

歳入につきましては、国保税、国及び県などの負担金・補助金、繰入金等から成っておりますが、収入に応じて支出を抑制するということは実情できません。医療費が増加していく場合には国保税の値上げが一般会計からの繰入金で対応する以外にありません。ほかの市町村においても財源不足に陥った場合には国保支払準備基金の取り崩し、または一般会計からの繰り入れを行っておりますので、それが税額の差という形で出ているものと思われまます。

次に、今後も高額負担が見込まれるかのご質問にお答え申し上げます。当町国保につきましては、改正以後の平成21年度、平成22年度は医療費の状況が比較的安定していたため、単年度収支においては黒字となっております。しかしながら、本年度において再び医療費の上昇幅が大きくなっていることから予断を許しません。

医療費については、いろいろな要因によって、どのように変動するのか、予測が困難でございますので、不測の事態に備えて国保支払準備基金を積み立てしております。基金につきましては、平成20年度の医療費急増の際にほとんど取り崩しをいたしました。平成21年度以降積み立てをしてまいりましたので、本年度末においては約1億2,500万円に達する見込みでございます。国民健康保険事業会計において、今後財源不足というようなことが生じた場合でも、この国保支払準備基金を活用することによって当分の間は対応できるものと考えております。

当町国保では、医療費の抑制として病気の早期発見・早期治療に取り組んでおり、人間ドックの助成や特定健診等を実施し、健康の保持増進を図っております。また、医療費適正化や適用適正化及び国保税の収納率向上などに努めておりますが、今後も国保財政の安定的な事業運営のために一層推進してまいりたいと考えております。国保税率等につきましては、医療費が増大していく中で、今後の財政状況を勘案しながら、随時検討していくべきものと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 歳出に見合った歳入の確保というのは大切だと思うのですが、この歳入の確保の面におきまして、毎年多額な滞納処分があると思いますが、これが結果的に他の一般の納税者の負担につながっているのではないかと私は考えているのですが、こういった滞納額の現状、そして実際に事業運営にどのように影響しているか、その辺のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

保険課長。

○保険課長（大島孝夫君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えいたします。

滞納関係なのですが、保険課としては、滞納者に対しましては納税相談を行っておりまして、保険証を交付する際に滞納者には、その納付状況に応じてということで、それを毎年行っております。

それから、滞納状況なのですが、県内の中で見ますと、滞納世帯の割合で見ますと、境町は極めて少ないほうで、実質的に平成23年6月1日現在の状況なのですが、県内の平均が22.8%ですが、境町は14.9%ということで、滞納の世帯数の割合としては低いほうなのですが、それで収納率の関係なのですが、毎年下がってはきていたのですが、平成22年度に関しては上昇しまして、0.56ポイント上昇しております。それで、平成23年度も、今のところは上昇するのではないかと考えています。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 滞納世帯は、県平均からすると大分少ないとは申しまして、14.9%、これは全体から見ると侮れない数字だと思います。これについては、なお一層収納に努めていただければと思います。

別の面から、歳入もそうですけれども、支出を抑えるということで、これは納税額の負担軽減につながるのではないかとと思うのですが、歳出を抑えることが、いわゆるマル福、医療費無償化ですか、これは逆に歳出の増大につながると思うのですが、これについては、他市町村、できれば近隣の市町村に比べて当境町は多いのでしょうか、少ないのでしょうか。金額で具体的に比較できるのでありましたら、ご答弁をお願いしたいのですが。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（鈴木 孝君） マル福は、国保とは別枠でございますので、そのことによって医療費がどのように変動を受けるのかといったようなことは、私どもも説明ができないのですが、例えばそのような制度が、例えば境町のような制度が入っている自治体の1人当たりの医療費等解析すれば、ある程度の傾向はわかると思いますが、ちょっとお時間をいただきませんとわかりません。申しわけございません。この場では回答できないものですから、ご理解いただきたいと思いますが、後で資料のほうは用意させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） かって申しわけなく、私の勉強不足で、質問がちょっと違うほうにいつてしましまして、申しわけありません。

先ほど積み立て基金の取り崩し、あるいは一般会計からの繰り入れということで、調整しているということですが、その一般会計からの繰り入れ、現実的には他の市町村に比べて、かなり高額になっているということで、その繰り入れ自体、もうちょっと上げることはできないのか。健康保険税の事業運営は単独でやることは、もちろん健全な運営だとは思いますが、その辺医療費が、結果的には医療給付が増大しているということは、そういった医療福祉の面での住民の需要がふえているということで、一般会計はもちろん行政全般にわたって賄われるものですから、医療福祉の面で、そういった需要がふえているということであれば、そこに充てるということも考慮したらよろしいのではないかと思います。その辺のご答弁をよろしくお願いします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答え申し上げたいと存じます。

先ほど境町が、茨城県内で高いというのは、ご指摘のとおりであります。ちなみに一番安いのは東海村なのですね。これは原発が今は稼働していませんけれども、原子力発電所による交付金も含めて、全国でも恐らく何位以内という財政力が豊かなところでありますから、それと高齢化率が茨城県で多分一番低いところでもあります。そういう地区とは、ちょっと比較はできないのですけれども、近隣とは大きな差はないと思っています。例えば五霞町だとか、守谷市、八千代町と比較すると、せいぜい1万円前後だと思えます。ですから、1割ぐらいの違いはあるということですね。それが1つです。

一般会計から繰り入れする方法が一番簡単なのですけれども、今の東海村のように1.8ぐらいの財政力があれば、幾らでも一般会計から繰り入れすることはできます。境町の現状ですと、今は0.669だったと思えますけれども、たしか。そういう財政状況でありますから、一般会計から即繰り入れるというのは、なかなか難しい。それでなくても法定費用で1億7,200万円だと思ったのですけれども、この金額は一般会計からも国保のほうへ繰り入れているわけです。これは社会保険の人も共済保険の人も全部払っている税金から国保のほうへ入れているわけでありますから、その辺は、それが多くなる方がいいのかどうかというと、これはちょっと疑問に感じざるを得ないところでもあります。

したがいまして、現況でいきますと、数年、これは医療費だけは正直想像つかないのです。今の最新医療、1人ふえますと、何百万、何千万単位でふえてきますから。例えば透析が1人ふえますと、約1,000万円ふえます。10人いると1億円ふえてしまうのです、医療費が。そういうことがありますので、一概に医療費を抑えるとか、伸びるのではないかという予測が立たないということも、これは事実でございますので、それらにすべて対応していかななくてはならない。保険でだれもがかかれる世の中になっていくのには、やはり多少の負担は、これはやむを得ないのではないかというふうには思っております。

これは、この前値上げするときも申し上げたと思うのですけれども、余るようであれば、これは下げたい。しかし、現状ですと、まだちょっと下げられるような状況にはなっていない。ただ、今はちょっとした緊急に医療費がふえたといたしましても、基金をまた積み立てすることができましたので、その

翌年にすぐ上げるというようなことはしなくて済むのではないかと、こういう現状を議員さんにもご理解をいただく中で、国保制度というのは、これは絶対守っていかなくてはいけない制度の一つであります。そうでないと、お金のない人はお医者さんにかかれなくなってしまうということがありますから、そういうものも含めて、この国保財政の健全な運営に今後とも努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田進君） 積立金が1億7,000万円ということで、大分余裕が出てきたということで、一安心なのですが、今は本当に社会保険とか、消費税とか、住民は税の負担ということで、重税感を大変味わっているところがございます。そういった重税感を緩和する意味でも節減に努めていただければと思います。これで質問を終わりにいたします。

○議長（橋本正裕君） これで1項目についての質問を終わります。

次に、2項目に対する答弁を求めます。

副町長、齊藤進君。

〔副町長 齊藤進君登壇〕

○副町長（齊藤進君） それでは、私から飯田議員の特定被災区域等の指定について、境町が指定されなかった理由と、今後指定される見込みはないかのご質問につきましてお答えを申し上げます。

特定被災地方公共団体に指定をされております自治体は、本年2月末現在で9県、178市町村でございます。茨城県内で指定された自治体は36市町村でございまして、指定されていない市町村は、古河市、龍ヶ崎市、守谷市、大子町、阿見町、八千代町、五霞町、境町でございます。

この特定被災地方公共団体の指定基準につきましては、議員ご指摘のように特別法が制定された時点では、災害救助法が適用された市町村のうち、1点目として震度6弱以上、2点目といたしまして住宅の全壊戸数が一定規模以上、3点目といたしまして、津波予報区域の最大津波観測値が2.4メートル以上であり、浸水被害が確認をされていること、4点目といたしまして、公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準収入割合が5%を超えていることに加えまして、5点目といたしまして、4点目の公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準収入に対する割合が5%を超えている市町村のうち査定事業費が確定していない段階においては、査定後明らかに該当すると見込まれること等のいずれかに該当する市町村が指定要件としてございます。

当町は、これら5点の項目には当てはまらなかったというふうなことが考えられるわけでございます。この特定被災地方公共団体に指定されなかった理由につきまして、茨城県のほうにも問い合わせをしたところでございますけれども、この制度そのものが、いわゆる国における内閣府において指定するというふうなことから、県についても明確な理由というのはわからないと。ただ、指定の基準がございまして、内閣府で示してありますので、その基準を満たしていないのが大きな理由ではないかというふうなことでございました。

もう一つの特定被災区域でございますが、特定被災区域には10県、222市町村が現在指定をされてございます。県内で指定された自治体は40市町村でございまして、議員ご指摘のように守谷市、八千代町、五霞町、境町の4市町は指定をされておられません。特定被災区域の指定基準は、災害救助法の適用市町

村または被災者生活再建支援法の適用市町村となっております。当町におきましては、災害救助法は適用されておりませんが、被災者生活再建支援法は県内全市町村が適用されておりますことから、指定基準は満たしておるのですが、被災者生活再建支援法適用市町村のうち全壊世帯数がゼロのものを除くというふうなことでございまして、境町は全壊の戸数がゼロでございましたので、それらが指定をされなかった大きな理由であるというふうにご覧いただくと、こういふところでございまして、

先ほど申し上げましたように、この指定の方法でございまして、内閣府が閣議決定をして指定するものでございまして、申請主義ということではございません。これは内閣府が指定をするというふうなことで、被害の状況及び災害復旧に関する調査及び査定、こういったものが、それぞれの省庁で実は行われてまして、それをもとに内閣府で集計したもののなかから、この特定被災地方公共団体や特定被災区域の指定基準に該当する市町村を指定するといったものであるため、各市町村がどの基準に該当して指定をされたのか、こういった点については不透明な部分が多い、こういうことでございまして、

では、今後指定される見込みはないのかというふうなことでございまして、境町の現状の被害状況、3月11日の被害状況等々を考慮した場合は、例えば今後余震等があるという場合は別でございまして、現時点では3.11から約1年間が経過をする中で、現在被害市町村の状況は、ほぼまとまっていると、こういうことでございまして、そういった意味におきましては、今後追加の指定ということにつきましては難しいのではないかと考えておるところでございまして、ひとつご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田進君） その指定の基準というのですか、被災状況、そういった報告の資料を見ますと、災害対策本部情報班ということで、まとめてあると思うのですが、これはネットで調べましたら、私の知る範囲では昨年3月24日、その後5月2日、9月22日、ことしに入って2月3日、4つの集計があるのですが、各自自治体とも、ほとんど月が経過するごとに被災件数がふえています。境町の場合、これは「住民へのお知らせ」ということで、当初報告がありました、1,174件ですか、これが全然変更がない。当初は緊急時で、その調査も大変だったと思いますが、再度調査をした結果、増減がなかったのか。あるいはその後そういった調査はしなかったのか、その辺の状況はどうだったのか、ちょっとご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

副町長、齊藤進君。

○副町長（齊藤進君） それでは、お答え申し上げます。

この特定被災区域等々についての指定につきましては、実は、これは議員先ほど指摘のようにもともとの法律が5月2日に国において制定をされてございます。3月11日以降、被害が甚大であった市町村に対しまして、財政的な援助を与えるというふうなことで、実は制定されたのが、この法律でございまして。議員ご指摘のように政令で市町村を決めたと、こういうことでございまして、実は未曾有の大被害の関係から茨城県におきましては、確かに議員ご指摘のようが一番最初に茨城県で被害状況をまとめたのが5月2日でございました。5月2日に一定程度、県内の被害状況というのがまとめられておりま

した。当境町は、全壊棟がゼロ、半壊棟もゼロ、それから一部破損、これはいわゆるかわら等々ですね、こういったものを踏まえまして、1,174棟被害がございましたということで、県のほうには伝えてきたところでございます。五霞町、八千代町も全壊はゼロでございます。

実は、坂東市が、こういう言い方は失礼でございますが、5月2日の段階では、全壊の棟数がゼロという報告でございました。その後、坂東市では被害の状況等々について通報とか、あるいは市のほうで被害状況を再調査いたしました。その結果、その後坂東市におきましては、議員先ほどおっしゃられた茨城県災害対策本部情報班で調べた被害状況については、坂東市において全壊が4棟、実は発生をいたしました。半壊が21棟ございました。一部破損が2,372棟でございました。5月の時点では、いわゆる被災区域、あるいは公共団体に指定はされてなかったわけですが、この法律は、実は被害状況等の進捗状況を踏まえまして、平成23年8月17日に実は改正になっております。つまり、被害状況がわかった段階で追加の指定をした、こういうことでございます。この追加指定になったのが、坂東市と下妻市と河内町というふうなことでございました。

その後もろもろあったわけでございますが、実はもともとの指定基準が一番大切だというようなことで、いろいろ申し上げて申しわけありませんが、町としても、このようなことから、どうなのだということで、実は内閣府のほうに直接連絡をとりまして、確認をさせていただきました。その結果でございますが、一言で言いますれば、境町は被害状況が少なかったので、指定はされておりませんと。指定されたところは、甚大な被害を受けたので、これから国の財政的な支援措置等々について、これからやっていくのですと、こういうことでございましたので、逆に内閣府のほうから、被害が少なかったというふうなことで、よかったのではないかということも言われておりました。これは内閣府の防災担当、災害復旧・復興担当参事官の方に私が直接連絡いたしまして、どのような経緯の中でなったのかというふうなことで確認をいたしましたことでございます。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように追加の支援につきましては、余震とか、そういった甚大な被害等があった場合には、また考慮するというふうなことでございますので、極力そういったことがないように町としても考えておりますので、ひとつ指定区域等につきましては、そういった考え方に基づいて内閣府が指定をしたと、こういうことでございますので、どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田 進君） 先ほどの指定基準なのですが、当初こういうことが書いてあります。特定被災地方公共団体は云々、途中省略しますけれども、しかしながら東日本大震災では、広範囲に甚大な被害が発生しており、地方公共団体ごとの具体的な被害を把握するには相当の期間を要する。このためということで、先ほどの基準が出されたと思うのですが、その基準に続きまして、(3)として、今後市町村ごとの具体的な被害が明らかになった時点で追加の必要性の有無を検討するという、これは私なりに救済規定かなと思って解釈したものですから、その辺の確認はしたということですね。実は、そこになぜこだわるかといいますと、私ちょっと聞いたところによりますと、町内でもその後半壊状態だということで、火災保険、金額にして500万円前後の補償を受けたという事案がありましたもの

ですから、民間では被害の判定調査は、また違うのかとは思いますが、そういったことを耳にしますので、本当に十分な調査が行われていたのか。被害を受けた人が、そういった火災保険等で補てんされるということで、あえて行政のほうの調査には関心がなかったのか、あるいは知らなかったのか、そういったことを耳にしたものですから、その辺どのようにお受けとめになっているか、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答えいたします。

その方は、多分私の知っている方だと思います。火災保険では認められたということで、町のほうから行かせました。こういうことで報告したいのですけれども、どうでしょうかと言いましたら、うちはいいよと、こういう話だったそうであります。その方だけです。私の知る限りでは、半壊の保険でおりたよという人は。議員さんの言っている方だと多分思うのですけれども、私のほうから、それは国のほうへちゃんと申請して出したいのですけれども、どうでしょうかと言いましたら、それは結構ですよと、うちのほうは。自分でやりますからと、こういうことだったものですから、改めて申請はしなかった事実がございます。

それと、時間もありませんが、マル福の件がちょっと出ましたけれども、医療費につきましては、市町村によって全部違います。例えば県のほうのマル福は小学3年生まで医療費無料化ということでやっています。場所によっては、3年生のところも茨城県内でも何力所かあります。さらに、6年生までのところもあります。この近辺ですと、境町と古河市は中学3年生まで医療費の無料化を実施しております。そういう状況もございますので、先ほどの件で、ちょっと保険料のことがありましたので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

飯田進君。

○2番（飯田進君） せっかくですから、最後、附带的に質問をお願いしたいのですけれども、先ほど基準の4点目、5点目の指定要件に公共施設の災害事業費及び災害廃棄物処理にかかわる地元負担額が、標準税収に対する割合が5%を超えているとの答弁をいただきましたが、境町の被害額及び被害廃棄物処理に係る地元負担額、さらに標準税収に対する割合5%はいかがなのか、もし数字がわかりましたら、ご答弁お願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

財務課長。

○財務課長（島根行雄君） それでは、飯田議員さんの再質問にお答えを申し上げたいと思います。

初めに、標準税収につきまして申し上げます。地方公共団体の税の収入の確保の適正化のための数値でございまして、地方税及び地方譲与税の収入見込額の理論値でございまして、境町の平成23年度の標準税収は36億6,900万円でございます。これに対する割合5%につきましては1億8,345万円となるものでございます。また、公共施設の被害額及び災害廃棄物処理にかかわる地元負担金についてでございますが、現時点でございますが、3,834万円となっております。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。
飯田進君。

○2番（飯田 進君） 時間も経過しておりますので、以上で結構でございます。

○議長（橋本正裕君） これで飯田進君の一般質問を終わります。